

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ）。
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含めないこととする（以下口の表及び別表第二において同じ）。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第二において同じ）。
- 四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（口の表において同じ）。
- 五 夜間学部がこれと同じ種類の昼夜学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（別表第二において同じ）。
- 六 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（別表第二において同じ）。
- 七 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合は、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

八 二以上の学科で組織される学部は、それぞれが属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。

九 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部は、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。

十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類	収容定員	専任教員数	学部の種類	収容定員	専任教員数	学部の種類	収容定員	専任教員数	学部の種類	収容定員	専任教員数
医学関係	一三〇	三六〇人	医学関係	一四〇	四八〇人	医学関係	一四〇	七二〇人	医学関係	一四〇	八四〇人
歯学関係	七五	二四〇人	歯学関係	八五	二八〇人	歯学関係	九二	三二〇人	歯学関係	一〇六	三六〇人

備考  
一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数の

うち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。

四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に依り定める専任教員数（第十二条関係）

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一二

備考

一 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。

別表第三 学部の種類に依り定める基準校舎面積（第三十七条の二関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員		
	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）
文学関係	二、六四四 (収容定員一〇〇〇×六六一÷二〇〇十一、六四四)	四〇〇十三、三〇五 (収容定員一四〇〇×一、六五三÷四〇〇十三、三〇五)	八〇一人以上の場合の面積（平方メートル） 四〇〇十四、九五八 (収容定員一八〇〇×一、三二二÷四〇〇十四、九五八)

二 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

三 医学又は歯学に関する学部を置く場合（当該学部に医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。）においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあつては七人、七二〇人の場合にあつては八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。

四 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部に医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される教員数とする。

教育学関係・保育学関係	二、六四四	(収容定員—二〇〇)×六六一÷二〇〇 〇一二、六四四	(収容定員—四〇〇)×一、六五三÷ 四〇〇+三、三〇五	(収容定員—八〇〇)×一、三三二÷ 四〇〇+四、九五八
法学関係	二、六四四	(収容定員—二〇〇)×六六一÷二〇〇 〇一二、六四四	(収容定員—四〇〇)×一、六五三÷ 四〇〇+三、三〇五	(収容定員—八〇〇)×一、三三二÷ 四〇〇+四、九五八
経済学関係	二、六四四	(収容定員—二〇〇)×六六一÷二〇〇 〇一二、六四四	(収容定員—四〇〇)×一、六五三÷ 四〇〇+三、三〇五	(収容定員—八〇〇)×一、三三二÷ 四〇〇+四、九五八
社会学・社会福祉学関係	二、六四四	(収容定員—二〇〇)×六六一÷二〇〇 〇一二、六四四	(収容定員—四〇〇)×一、六五三÷ 四〇〇+三、三〇五	(収容定員—八〇〇)×一、三三二÷ 四〇〇+四、九五八
理学関係	四、六二八	(収容定員—二〇〇)×一、一五七÷ 二〇〇+四、六二八	(収容定員—四〇〇)×三、一四〇÷ 四〇〇+五、七八五	(収容定員—八〇〇)×三、一四〇÷ 四〇〇+八、九二五
工学関係	五、二八九	(収容定員—二〇〇)×一、三三二÷ 二〇〇+五、二八九	(収容定員—四〇〇)×四、六二八÷ 四〇〇+六、六一	(収容定員—八〇〇)×四、六二八÷ 四〇〇+一、二九九
農学関係	五、〇二四	(収容定員—二〇〇)×一、二五六÷ 二〇〇+五、〇二四	(収容定員—四〇〇)×四、六二九÷ 四〇〇+六、二八〇	(収容定員—八〇〇)×四、六二九÷ 四〇〇+一〇、九〇九
獣医学関係	五、〇二四	(収容定員—二〇〇)×一、二五六÷ 二〇〇+五、〇二四	(収容定員—四〇〇)×四、六二九÷ 四〇〇+六、二八〇	(収容定員—八〇〇)×四、六二九÷ 四〇〇+一〇、九〇九
薬学関係	四、六二八	(収容定員—二〇〇)×一、一五七÷ 二〇〇+四、六二八	(収容定員—四〇〇)×一、九八三÷ 四〇〇+五、七八五	(収容定員—八〇〇)×一、九八三÷ 四〇〇+七、七六八
家政関係	三、九六六	(収容定員—二〇〇)×九九二÷二〇〇 〇一三、九六六	(収容定員—四〇〇)×一、九八四÷ 四〇〇+四、九五八	(収容定員—八〇〇)×一、九八四÷ 四〇〇+六、九四二
美術関係	三、八三四	(収容定員—二〇〇)×九五九÷二〇〇 〇一三、八三四	(収容定員—四〇〇)×三、一四〇÷ 四〇〇+四、七九三	(収容定員—八〇〇)×三、一四〇÷ 四〇〇+七、九三三
音楽関係	三、四三八	(収容定員—二〇〇)×八五九÷二〇〇 〇一三、四三八	(収容定員—四〇〇)×二、九七五÷ 四〇〇+四、二九七	(収容定員—八〇〇)×二、九七五÷ 四〇〇+七、二七二
体育関係	三、四三八	(収容定員—二〇〇)×八五九÷二〇〇 〇一三、四三八	(収容定員—四〇〇)×一、九八三÷ 四〇〇+四、二九七	(収容定員—八〇〇)×一、九八三÷ 四〇〇+六、二八〇
保健衛生学関係(看護学関係)	三、九六六	(収容定員—二〇〇)×九九二÷二〇〇 〇一三、九六六	(収容定員—四〇〇)×一、九八四÷ 四〇〇+四、九五八	(収容定員—八〇〇)×一、九八四÷ 四〇〇+六、九四二
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	四、六二八	(収容定員—二〇〇)×一、一五七÷ 二〇〇+四、六二八	(収容定員—四〇〇)×三、一四〇÷ 四〇〇+五、七八五	(収容定員—八〇〇)×三、一四〇÷ 四〇〇+八、九二五

備考

一 この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設、第三十九条の附属施設及び第三十九条の二の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない(口及びハの表において同じ)。

二 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(ハの表において同じ)。

三 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多

い数によりこの表に定める面積とする（ハの表において同じ）。

四 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減すること

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類	区分	収容定員	
		収容定員 人までの場合の 面積（平方メートル）	収容定員 人までの場合の 面積（平方メートル）
医学関係	校舎	一一、六五〇	一四、三〇〇
	附属病院	二八、〇五〇	三一、一〇〇
歯学関係	校舎	八、八五〇	九、六〇〇
	附属病院	五、七〇〇	五、八〇〇
医学関係	校舎	一六、七五〇	一八、二五〇
	附属病院	三三、一〇〇	三五、一〇〇
歯学関係	校舎	一〇、三五〇	一一、二〇〇
	附属病院	五、九〇〇	六、〇〇〇
医学関係	校舎	—	—
	附属病院	—	—
歯学関係	校舎	一一、九五〇	一三、一〇〇
	附属病院	六、一〇〇	六、二〇〇

ができる（ハの表において同じ）。

五 この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。

備考

この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係

る面積については、医学又は歯学に関する学科についての表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める面積の合計とする。

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

学部の種類	収容定員	
	二〇〇人までの面積(平方メートル)	四〇〇人までの面積(平方メートル)
文学関係	一、七九九	二、一四八
教育学関係・保育学関係	一、七九九	二、一四八
法学関係	一、七九九	二、一四八
経済学関係	一、七九九	二、一四八
社会学・社会福祉学関係	一、七九九	二、一四八
理学関係	三、一七三	三、九六六
工学関係	三、八三四	四、七九三
農学関係	三、六三六	四、六二八
獣医学関係	三、六三六	四、六二八
薬学関係	三、三〇五	四、一三二
家政関係	二、五二二	三、一四〇
美術関係	二、六四四	三、三〇五
音楽関係	二、五二二	三、一四〇
体育関係	二、七七六	三、四七一
保健衛生学関係(看護学関係)	二、五二二	三、一四〇
保健衛生学関係(看護学関係を除く)	三、一七三	三、九六六
	六〇〇人までの面積(平方メートル)	八〇〇人までの面積(平方メートル)
	二、九七五	三、八〇一
	二、九七五	三、八〇一
	二、九七五	三、八〇一
	二、九七五	三、八〇一
	二、九七五	三、八〇一
	五、六一九	七、一〇七
	六、九四二	九、二五八
	六、九四二	九、二五八
	五、一一三	六、一一五
	五、一一三	六、一一五
	四、一三三	五、二二三
	四、一三三	五、二二三
	四、九五八	六、六一一
	四、四六二	六、二八〇
	四、四六二	六、二八〇
	四、一三三	五、二二三
	五、六一九	七、一〇七
	一〇〇〇人までの面積(平方メートル)	一二〇〇人までの面積(平方メートル)
	四、四六二	五、二二三
	四、四六二	五、二二三
	四、四六二	五、二二三
	四、四六二	五、二二三
	四、四六二	五、二二三
	八、七六〇	一〇、一四七
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三
	一、七三三	一、七三三

備考

収容定員が二、〇〇〇人を超える場合は、二、〇〇〇人を超すごとに、この表に定める二、〇〇〇人までの面積から一、八〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。